

文教委員会資料

陳情の審査

- ・陳情第79号「市内の路上喫煙による受動喫煙被害に関する陳情」

資料1 「川崎市路上喫煙の防止に関する条例及び取組の概要」

資料2 「路上喫煙通行量調査集計」

資料3 「平成28年度路上喫煙防止等統一キャンペーン年間計画表」

参考1 「川崎市路上喫煙の防止に関する条例」

参考2 「川崎市路上喫煙の防止に関する条例施行規則」

平成29年3月10日

市民文化局

川崎市路上喫煙の防止に関する条例及び取組の概要

1 条例の概要

(1) 沿革

川崎市では、平成 18 年 4 月に市民等の身体及び財産の安全の確保を目的とした「川崎市路上喫煙の防止に関する条例」(以下「条例」という。)を施行し、安全・安心なまちづくりを推進してきました。

条例では、特に路上喫煙を防止する必要があると認める主要駅周辺などを「重点区域」に指定し、路上喫煙防止に取り組んでいます。

(2) 目的

路上喫煙を防止することにより、市民等の身体及び財産の安全の確保を図り、もって市民の生活環境の向上に資することを目的としています。(条例第 1 条)

(3) 条例の規制対象となる路上喫煙の定義

駅前広場その他の一般交通の用に供する場所において、たばこを吸うこと及び火の付いたたばこを持つことを「路上喫煙」と定義しています。(条例第 2 条)

(4) 規制の内容

○市内全域：路上喫煙をしないよう努めるものとしています。(条例第 5 条)

○重点区域内：市民等は、重点区域においては市長が定める場所(指定喫煙場所)を除き路上喫煙をしてはならないものとしています。(条例第 8 条)

また、違反した者は、過料(2,000円)に処することとしています。(条例第 10 条及び条例施行規則第 6 条)

2 条例制定及び制定後の経過

○平成 18 年 4 月：川崎市路上喫煙の防止に関する条例及び施行規則施行

○平成 18 年 6 月：重点区域として、川崎駅、武蔵小杉駅、武蔵溝ノ口駅、鷺沼駅及び新百合ヶ丘駅周辺を指定

○平成 18 年 10 月：罰則規定施行 過料 2,000円

○平成 22 年 12 月：重点区域として、登戸・向ヶ丘遊園駅周辺を指定

○平成 26 年 3 月：武蔵小杉駅南口地区西・東街区の整備完了に伴い武蔵小杉駅周辺の重点区域を変更(拡大)

○平成 27 年 4 月：重点区域として、新川崎・鹿島田駅周辺を指定

○平成 29 年 1 月：武蔵溝ノ口駅南口周辺の整備完了に伴い武蔵溝ノ口駅周辺の重点区域を変更(拡大)

3 重点区域について

(1) 重点区域指定の考え方

路上喫煙対策と散乱防止対策の事業を連携して進めるため「川崎市飲料容器等の散乱防止に関する条例」における重点区域と同じ区域を指定しております。散乱防止の重点区域指定の基準として、「散乱防止重点区域の指定等に関する要綱」において、都市計画マスタープラン等の地域拠点の中で、駅前広場や駅周辺の整備状況等を検討し、人通りの多い、主にターミナル駅の駅前広場、広場を起点とした主要道路及びこれらと接続した公共的施設、商店街等への道路等を指定しています。

(2) 区域を限定することによる効果

「重点区域」については、人の往来が多い区域に限定して、重点的、集中的かつきめ細かく対策を講じ意識啓発を行うことで、区域外（市内全域）への波及効果が期待でき、また条例の周知・PR等の効果が高いと考えています。

(3) 罰則の適用について

路上喫煙の違反は、歩行者の安全確保を困難にすることから、喫煙者のルールやマナーの徹底が必要不可欠です。また、ルールやマナーを守らない違反者への罰則適用は、一定程度必要であるため、適用範囲を重点区域内に限定したうえで罰則を適用しています。

参考 市内の重点区域（計7地区指定）

川崎駅周辺、新川崎・鹿島田駅周辺、武蔵小杉駅周辺、武蔵溝ノ口駅周辺
鷺沼駅周辺、登戸・向ヶ丘遊園駅周辺、新百合ヶ丘駅周辺

4 主な取組み内容

- 路上喫煙防止対策指導員による巡回指導
- 啓発キャンペーン活動（ポイ捨てと連携実施）
- 路面標示、のぼり旗・電柱幕の設置
- 各種広報の実施（市インターネットホームページへの掲載、市営バス車内広報等）

参考 路上喫煙防止対策指導員による注意・指導及び過料徴収実績

年度	注意・指導件数	過料徴収件数
平成24年度	8,439件	5件
平成25年度	13,086件	6件
平成26年度	10,644件	7件
平成27年度	11,322件	6件

路上喫煙通行量調査集計（平日午前8時から9時）

資料2

○ 調査地点

区名	重点区域名	調査場所	
川崎区	川崎駅周辺（東口）	川崎区砂子	横浜銀行付近（JR川崎駅方向から市役所方向）
幸区	川崎駅周辺（西口）	幸区大宮町	川崎駅西口信号手前ラゾーナ側（JR川崎駅方向から大宮町方向）H18.4・H19.4
		幸区堀川町	川崎駅西口バスターミナル前（JR川崎駅方向から産業振興会館方向）H20.4～
	新川崎駅・鹿島田駅周辺	幸区鹿島田	セブンイレブン前（新川崎駅・鹿島田駅間）H27.4～
中原区	武蔵小杉駅周辺	中原区小杉町	三菱東京UFJ銀行前（JR小杉駅方向からタワープレイス方向）
高津区	武蔵溝ノ口駅周辺	高津区溝口	キラリデッキ上（JR武蔵溝ノ口駅方向から丸井方向）
宮前区	鷺沼駅周辺	宮前区鷺沼	駅前広場神戸屋前（鷺沼駅方向から東急ストア方向：相互）
多摩区	登戸・向ヶ丘遊園駅付近	多摩区登戸	三井生命登戸ビル前（JR登戸方向から向ヶ丘遊園駅方向）
麻生区	新百合ヶ丘駅周辺	麻生区新百合ヶ丘	デッキ上イトーヨーカドー前（新百合ヶ丘駅方向から川崎西合同庁舎方向）

○ 調査結果

	全通行人数									うち喫煙者数									喫煙者率
	川崎駅 （東口）	川崎駅 （西口）	新川崎・鹿 島田駅	武蔵 小杉駅	武蔵 溝ノ口駅	鷺沼駅	登戸駅	新百合ヶ丘駅	計	川崎駅 （東口）	川崎駅 （西口）	新川崎・鹿 島田駅	武蔵 小杉駅	武蔵 溝ノ口駅	鷺沼駅	登戸駅	新百合ヶ丘駅	計	
条例施行前 H18.03	2,259								2,259	97 4.29%								97	4.29
H18.04	2,287	420		2,348	2,033	1,699	311	932	10,030	35 1.53%	18 4.29%		37 1.58%	25 1.23%	24 1.41%	21 6.75%	18 1.93%	178	1.77
H19.04	2,207	314		2,948	2,128	1,437	321	706	10,061	14 0.63%	7 2.23%		2 0.07%	2 0.09%	5 0.35%	10 3.12%	5 0.71%	45	0.45
H20.04	1,995	2,420		3,237	1,486	1,584	308	711	11,741	5 0.25%	1 0.04%		7 0.22%	0 0.00%	3 0.19%	13 4.22%	0 0.00%	29	0.25
H21.04	2,160	1,913		4,065	2,494	1,685	270	821	13,408	17 0.79%	0 0.00%		4 0.10%	0 0.00%	3 0.18%	5 1.85%	3 0.37%	32	0.24
H22.04	2,166	1,908		3,564	2,586	1,700	252	901	13,077	5 0.23%	0 0.00%		6 0.17%	0 0.00%	2 0.12%	7 2.78%	1 0.11%	21	0.16
H23.04	1,765	1,816		2,238	2,048	1,954	469	841	11,131	5 0.28%	0 0.00%		8 0.36%	1 0.05%	1 0.05%	3 0.64%	0 0.00%	18	0.16
H24.04	1,988	1,797		2,711	2,107	1,908	331	1,092	11,934	7 0.35%	1 0.06%		3 0.11%	0 0.00%	1 0.05%	0 0.00%	0 0.00%	12	0.10
H25.04	1,624	1,666		2,706	2,491	1,839	428	897	11,651	1 0.06%	1 0.06%		4 0.15%	0 0.00%	1 0.05%	1 0.23%	0 0.00%	8	0.07
H26.04	1,664	2,514		2,587	2,284	1,899	403	931	12,282	2 0.12%	0 0.00%		6 0.23%	0 0.00%	0 0.00%	1 0.25%	0 0.00%	9	0.07
H27.04	1,803	4,485	811	2,560	2,182	1,899	364	990	15,094	2 0.11%	0 0.00%	0 0.00%	4 0.16%	1 0.05%	0 0.00%	2 0.55%	0 0.00%	9	0.06
H28.04	1,357	4,113	808	2,592	2,001	1,929	444	978	14,222	2 0.15%	0 0.00%	2 0.25%	1 0.04%	0 0.00%	0 0.00%	1 0.23%	0 0.00%	6	0.04

平成28年度路上喫煙防止等統一キャンペーン年間計画表

4月		5月		6月(ごみ0キャンペーン)		7月		8月		9月		
日・曜日	実施場所	日・曜日	実施場所	日・曜日	実施場所	日・曜日	実施場所	日・曜日	実施場所	日・曜日	実施場所	
川崎区	4日(月)	JR川崎駅東口京急川崎駅	9日(月)	JR川崎駅東口京急川崎駅	30日(月)	JR川崎駅東口	11日(月)	JR川崎駅東口京急川崎駅	1日(月)	JR川崎駅東口京急川崎駅	5日(月)	JR川崎駅東口京急川崎駅
幸区	14日(木)	鹿島田駅	12日(木)	尻手駅	30日(月)	川崎駅西口	7日(木)	新川崎駅	4日(木)	鹿島田駅	1日(木)	新川崎駅
中原区	7日(木)	JR武蔵小杉駅北口	12日(木)	武蔵新城駅	30日(月)	東急武蔵小杉駅東口	7日(木)	武蔵中原駅	4日(木)	JR武蔵小杉駅横須賀線口	1日(木)	元住吉駅
高津区	5日(火)	溝口駅キラリデッキ	10日(火)	溝口駅キラリデッキ	30日(月)	溝口駅キラリデッキ	5日(火)	溝口駅キラリデッキ	2日(火)	溝口駅キラリデッキ	6日(火)	溝口駅キラリデッキ
宮前区	6日(水)	宮前平駅	11日(水)	宮崎台駅	30日(月)	鷺沼駅	6日(水)	鷺沼駅	3日(水)	宮前平駅	7日(水)	鷺沼駅
多摩区	8日(金)	向ヶ丘遊園駅	10日(火)	稲田堤駅	30日(月)	登戸駅	5日(火)	向ヶ丘遊園駅	2日(火)	生田駅	6日(火)	登戸駅
麻生区	4日(月)	新百合ヶ丘駅	2日(月)	新百合ヶ丘駅	30日(月)	新百合ヶ丘駅	4日(月)	新百合ヶ丘駅	1日(月)	新百合ヶ丘駅	5日(月)	新百合ヶ丘駅
10月(統一美化活動)		11月		12月		1月		2月		3月		
日・曜日	実施場所	日・曜日	実施場所	日・曜日	実施場所	日・曜日	実施場所	日・曜日	実施場所	日・曜日	実施場所	
川崎区	25日(日)	JR川崎駅東口	7日(月)	JR川崎駅東口京急川崎駅	5日(月)	JR川崎駅東口京急川崎駅	16日(月)	JR川崎駅東口京急川崎駅	6日(月)	JR川崎駅東口京急川崎駅	6日(月)	JR川崎駅東口京急川崎駅
幸区	25日(日)	川崎駅西口	10日(木)	矢向駅	1日(木)	川崎駅西口	5日(木)	鹿島田駅	2日(木)	新川崎駅	2日(木)	川崎駅西口
中原区	25日(日)	JR武蔵小杉駅北口	10日(木)	武蔵新城駅	1日(木)	東急武蔵小杉東口	5日(木)	武蔵中原駅	2日(木)	JR武蔵小杉駅横須賀線口	2日(木)	元住吉駅
高津区	25日(日)	溝口駅キラリデッキ	8日(火)	溝口駅キラリデッキ	6日(火)	溝口駅キラリデッキ	10日(火)	武蔵溝ノ口駅南口・西口	7日(火)	溝口駅キラリデッキ	7日(火)	溝口駅キラリデッキ
宮前区	25日(日)	鷺沼駅	9日(水)	宮崎台駅	7日(水)	鷺沼駅	11日(水)	鷺沼駅	8日(水)	鷺沼駅	8日(水)	宮崎台駅
多摩区	23日(金)	稲田堤駅	8日(火)	向ヶ丘遊園駅	6日(火)	登戸駅	10日(火)	中野島駅	7日(火)	向ヶ丘遊園駅	7日(火)	登戸駅
麻生区	23日(金)	新百合ヶ丘駅	7日(月)	新百合ヶ丘駅	5日(月)	新百合ヶ丘駅	16日(月)	新百合ヶ丘駅	6日(月)	新百合ヶ丘駅	6日(月)	新百合ヶ丘駅

臨時キャンペーン

実施日	場所	備考	実施日	場所	備考
6月22日(水)	尻手駅	横浜市と共同開催	1月6日(金)	武蔵溝ノ口駅南口・西口	重点区域拡大 告知
11月27日(日)	新川崎・鹿島田駅(ベデ上)		1月12日(木)	武蔵溝ノ口駅南口・西口	重点区域拡大 周知
12月15日(木)	新川崎・鹿島田駅(ベデ上)		1月16日(月)	武蔵溝ノ口駅南口・西口	重点区域拡大 周知
12月16日(金)	武蔵溝ノ口駅南口・西口	重点区域拡大 告知	1月18日(水)	武蔵溝ノ口駅南口・西口	重点区域拡大 周知
12月20日(火)	武蔵溝ノ口駅南口・西口	重点区域拡大 告知	1月25日(水)	武蔵溝ノ口駅南口・西口	重点区域拡大 周知
12月22日(木)	武蔵溝ノ口駅南口・西口	重点区域拡大 告知	2月2日(木)	矢向駅	県・横浜と共同開催
12月26日(月)	武蔵溝ノ口駅南口・西口	重点区域拡大 告知			

川崎市路上喫煙の防止に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、路上喫煙を防止することにより、市民等の身体及び財産の安全の確保を図り、もって市民の生活環境の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 路上喫煙 道路、川崎市駅前広場占用条例（昭和38年川崎市条例第20号）第3条に規定する駅前広場その他の一般交通の用に供する場所において、たばこを吸うこと及び火の付いたたばこを持つことをいう。
- (2) 市民等 本市の区域内に居住し、若しくは滞在し、又は本市の区域内を通過する者をいう。
- (3) 事業者 本市の区域内で事業活動を行うものをいう。

(市の責務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、路上喫煙の防止に係る意識の啓発を図る等必要な施策を推進しなければならない。

(市民等及び事業者の責務)

第4条 市民等及び事業者は、この条例の目的を達成するために市が実施する路上喫煙の防止に関する施策に協力しなければならない。

(喫煙者の責務)

第5条 市民等は、路上喫煙をしないよう努めるものとする。

(路上喫煙防止重点区域)

第6条 市長は、市民等の身体及び財産の安全の確保を図るため、路上喫煙を特に防止する必要があると認める区域を路上喫煙防止重点区域（以下「重点区域」という。）として指定することができる。

2 市長は、前項の規定により重点区域を指定したときは、その旨を告示する。

(重点区域の指定の変更等)

第7条 市長は、必要があると認めるときは、重点区域の指定を変更し、又は解除することができる。

2 前条第2項の規定は、前項の規定により重点区域の指定を変更し、又は解除する場合について

準用する。

(重点区域における路上喫煙の禁止)

第8条 市民等は、重点区域において路上喫煙をしてはならない。ただし、市長が別に定める場所においては、この限りでない。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施のため必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第10条 第8条の規定に違反した者は、20,000円以下の過料に処する。

(趣旨)

第1条 この規則は、川崎市路上喫煙の防止に関する条例（平成17年川崎市条例第95号。以下「条例」という。）の実施のため必要な事項を定めるものとする。

(標識の設置)

第2条 市長は、条例第6条第1項の規定により路上喫煙防止重点区域（以下「重点区域」という。）を指定したときは、重点区域内に標識を設置するものとする。

(重点区域の指定等に係る告示)

第3条 条例第6条第2項の規定により告示する事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 指定した重点区域の名称及び区域
- (2) 指定の効力が生ずる日

2 条例第7条第2項において準用する条例第6条第2項の規定により告示する事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 指定を変更し、又は解除した重点区域の名称及び区域
- (2) 指定の変更又は解除の効力が生ずる日

(路上喫煙防止指導員)

第4条 条例第10条に規定する過料の処分に係る事務その他の路上喫煙の防止に関する事務を行わせるため、路上喫煙防止指導員を置く。

2 路上喫煙防止指導員は、市長が任命する。

3 路上喫煙防止指導員は、路上喫煙の防止に関する事務を行う場合においては、路上喫煙防止指導員証（第1号様式）を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(告知及び弁明の機会の付与)

第5条 市長は、条例第10条の規定により過料を科すときは、告知書・弁明書（第2号様式）により、あらかじめ告知し、及び弁明の機会を付与するものとする。

(過料)

第6条 市長は、条例第10条の規定により過料を科する場合においては、過料決定書（第3号様式）を交付するものとする。

2 条例第10条の規定により科する過料の額は、2,000円とする。

(委任)

第7条 この規則の実施のため必要な事項は、市民文化局長が定める。